

安全な水道を守るため、水道料金の値上げにご協力をお願いいたします

～ 令和9年4月1日から値上げする理由について ～

宇和島市上下水道局

1 水道事業とこれまでの経営

(1) 水道事業とは

水道事業は、生活に欠かせない「水（浄水）」を水道使用者に供給する事業で、ダム等から取水して浄水場で水をつくり、配水池やポンプ場などを経由して水をお届けしており、**必要経費のほとんどを水道料金でまかなっています。**

本市の水道は、大正15年の創設から100年の歴史があります。

(2) 安定給水に欠かせない水道施設の耐震化

生活に欠かせない水を安定的にお届けするには、**老朽化した水道施設を耐震化する必要がある**ため、第8次整備事業、上下水道耐震化推進事業及び鋳鉄管更新事業を実施しています。

・ 第8次整備事業

計画期間 10年間（R6～15年度） 約 60.6 億円

・ 上下水道耐震化推進事業

計画期間 5年間（R7～11年度） 約 7.6 億円

・ 鋳鉄管更新事業

計画期間 10年間（R8～17年度） 約 10.3 億円

事業費合計 約 78.5 億円

(3) 給水人口の減少と経営赤字

本市では、給水人口（年間約1,500人）の減少に伴い、給水収益（年間約4,000万円）が減少し続けており、**令和9年度から経営赤字になる見込み**です。

2 適正な水道料金のあり方について

(1) 水道事業経営審議会への諮問

令和8年2月19日、市長から「宇和島市水道事業経営審議会（以下、「審議会（※1）」という。）」に対し、「適正な水道料金のあり方」について諮問（※2）しました。

審議会では、「経営赤字に対する経費削減策」や「耐震化工事等に必要な資金をどのように確保すべきか」、「水道料金の金額は、どのくらいが適正か」などについて、審議していただきました。

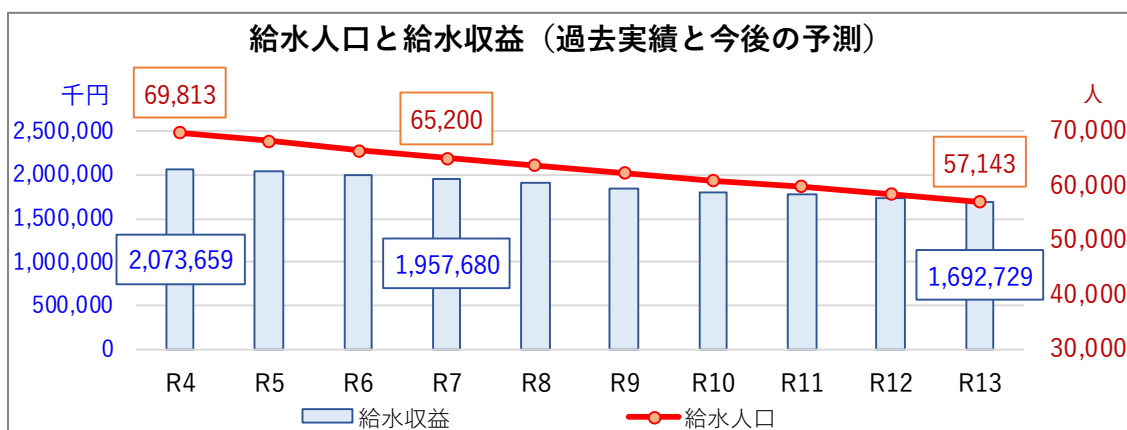
※1 審議会とは、市の条例により設置され、委員を市指針に基づいて選出し、経営状況や将来の事業計画等について審議する組織。

※2 諮問とは、特定の事柄について有識者や他の機関等に意見を求めること。

(2) 市から審議会へ説明した内容

① 給水人口と給水収益の減少

直近3年間（R5～7）では、次ページの折線グラフ（赤色）の**給水人口は、毎年度約1,500人減少**し、棒グラフ（青色）の**給水収益は、1年あたり約4,000万円減少し続けている**ため、年々経営が厳しくなっています。



② これまでに実施してきた経費削減（実績）

経営改善のため、民間業務委託による人員削減など、下表のような経費削減を行いました。給水収益の減少額が大きいため、さらなる経費削減策が必要です。

（単位：千円）

項 目	概 要	削減効果/年
人件費削減	事務統合による職員の削減	-3,300
	浄水場運転管理の第三者委託による職員の削減	-17,314
	窓口業務委託による人件費の削減	-15,000
その他の経費削減	中央監視装置の統合	-3,547
	屋外照明のLED化	-120
	海底送水管損害保険の加入取りやめ	-6,000
削減効果（1年あたり）		-45,281

③ さらなる経費削減（実施予定のもの）

下表の1～5（実施済み又は実施予定）により、経費削減効果を約2.7億円と見込んでいます。

（単位：千円）

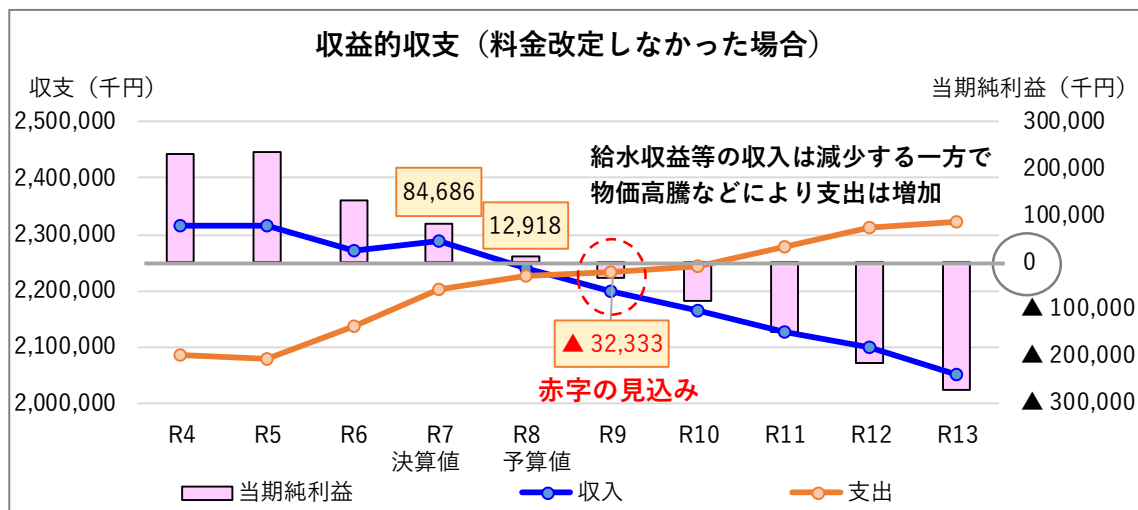
項 目	R9	R10	R11	R12	R13	効果(5年計)
1 収納窓口の見直し	-5,800	-7,000	-13,000	-13,000	-13,000	-51,800
2 請求サイクルの見直し	-5,000	-6,000	-6,000	-6,000	-6,000	-29,000
3 クレジット決済取りやめ(済)	-450	-450	-450	-450	-450	-2,250
4 宿日直業務の見直し	-4,000	-4,000	-4,000	-4,000	-4,000	-20,000
5 職員減（中央監視の整備）	-12,800	-38,000	-38,000	-38,000	-38,000	-164,800
合 計	-28,050	-55,450	-61,450	-61,450	-61,450	-267,850

※R7と比較した削減効果

④ 経営赤字

上記②～③のような経費削減に努めていますが、物価の高騰などにより支出が膨らむ一方で、給水人口の減少に伴い、収益が減少し続けており、経費削減を行っても、次ページのグラフのように**令和9年度には経営赤字になる見込み**です。

このままでは、必要な収入を確保できず、安全な水を安定的にお届けできなくなってしまうことから、水道料金の見直しが避けられない状況です。

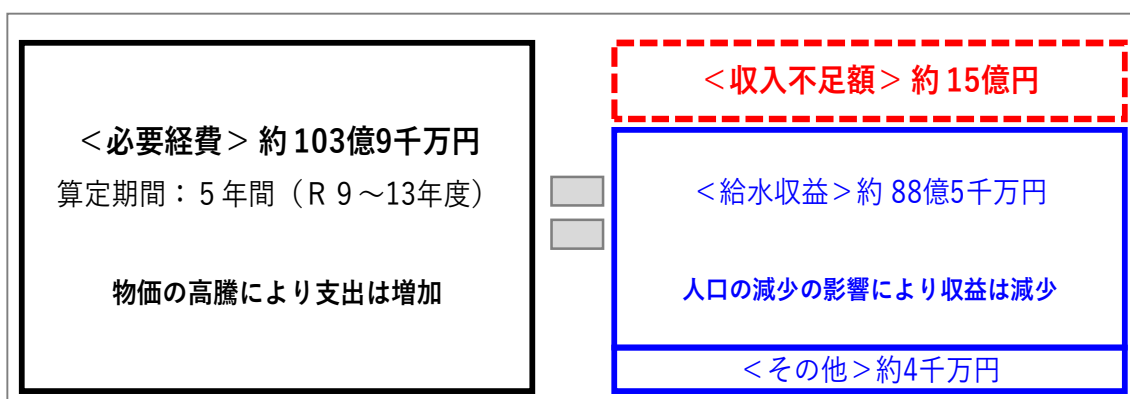


⑤ 料金算定期間（どのくらいの期間の収入を確保するか＝料金の見直し期間）

日本水道協会の算定要領では、算定期間は3～5年間とされており、本市では、短期間では評価するデータが不足するため、**5年間の必要経費を試算**しました。

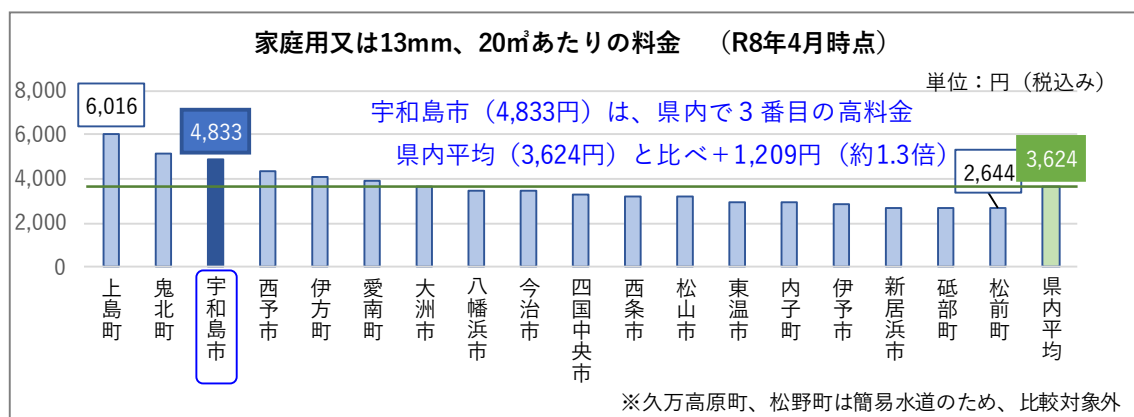
⑥ 今後5年間の必要経費と収入不足額

下図のように、5年間の必要経費に対する**収入不足額は約15億円**になります。



⑦ 宇和島市の水道料金が低い理由（愛媛県内の水道料金との比較）

下図のように、本市の水道料金は、愛媛県内で3番目に高くなっています。



では、なぜ本市の水道料金が低いのかを、次のページでご説明します。

水道管路や施設数を下表のとおり他市と比較すると、本市は、水を届けるために他市よりも多くの施設を保有する必要があるため、他市よりも維持管理費用がかかります。

(県内10市平均と給水人口が本市より多い市との比較)

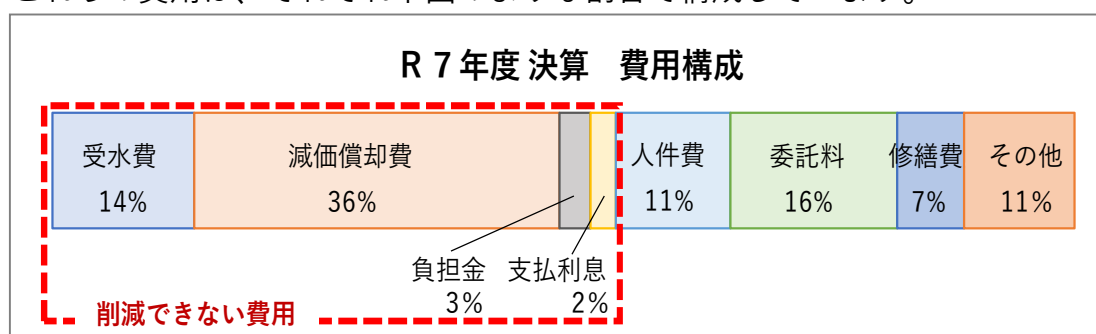
令和8年3月31日現在

自治体名(市)	10市平均	宇和島市	松山市	今治市	新居浜市	四国中央市
給水人口(人)		65,200	465,066	140,833	108,017	76,958
水道管路延長(km)		918	2,290	1,848	623	807
一人あたり(m)	8.3	14.1	4.9	13.1	5.8	10.5
浄水場(箇所)		15	9	14	4	1
1,000人あたり	0.10	0.23	0.02	0.10	0.04	0.01
ポンプ場(箇所)		44	13	6	31	57
1,000人あたり	0.28	0.67	0.03	0.04	0.29	0.74
配水池(箇所)		90	31	75	9	50
1,000人あたり	0.48	1.38	0.07	0.53	0.08	0.65

1年間に必要とする費用には、下表のようなものがあります。

費用	内容
受水費	野村ダムから水を買うための費用
減価償却費	工事等で支払った代金を、耐用年数に合わせて少しずつ計上する費用
負担金	須賀川ダム・山財ダムの維持管理費や水質検査の費用
支払利息	借入金に対する利息
人件費	職員給与や手当
委託料	浄水場運転管理や漏水調査、検針や窓口業務等の民間委託費用
修繕費	漏水した水道管等の修繕費用
その他	電気代、電話代、印刷費用など

これらの費用は、それぞれ下図のような割合で構成しています。



費用の55%を占める受水費、減価償却費、負担金及び支払利息は、削減したくても削減できない費用です。また、人件費や委託料といった費用の削減も限界があり、漏水管等の修繕費も、削減が難しい費用です。

以上をまとめると、本市の水道料金が他市町と比べ高くなっている理由には、次のようなことが挙げられます。

- ア 多くの水道施設を設置しなければ、市内全域に水をお届けできないため、施設の維持管理や更新に多くの費用が必要となる。
- イ 高額な維持管理等の費用は、削減できない固定費が多くを占めている。

(3) 審議会から市長へ答申された内容と委員からの主な意見

水道事業の経営状況や課題、今後の収支見込みなどについて審議会に説明し、丁寧かつ慎重な審議の結果、次のような答申をいただきました。

① 料金改定額（必要経費に対する収入不足額）

今後5年間（令和9～13年度）の必要経費約103億9千万円に対する**収入不足額約15億円を、水道料金の改定（値上げ）により補うことは適当**である。ただし、浴場用の料金は、公衆衛生を維持するため欠かせない銭湯を守る必要があることから、今回は値上げしない。

② 料金算定期間（どれぐらいの期間の収入を確保すべきか）

日本水道協会の算定要領（基準3～5年間）に基づき、**令和9年度から令和13年度までの「5年間」の算定期間は、適当**である。

③ 料金値上げの時期

令和9年度から経営赤字になることを考慮すると、**令和9年4月使用分から値上げすることは、適当**である。

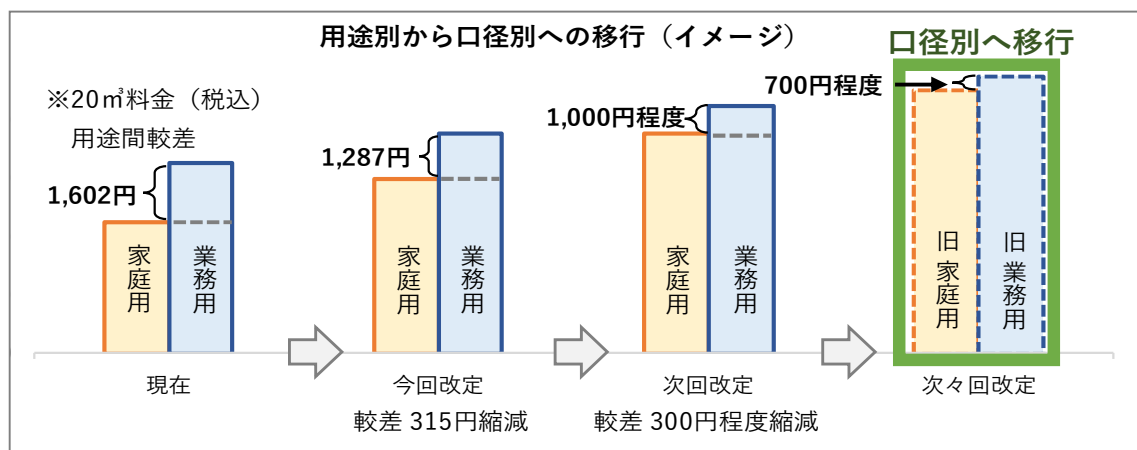
④ 料金体系

「用途別（家庭用、業務用、工業用、浴場用）」料金体系（※）を継続するが、家庭用と業務用の**料金較差を段階的に縮め、将来的には口径別へ移行することが望ましい**。

※料金体系

用途別	水を「何に使うか」により設定しており、家庭用をできるだけ安価に抑えるため、業務用に多く負担していただく料金体系。
口径別	水を「どれだけ使うか」により設定しており、メーターの口径が大きいほど高い料金となる仕組み。費用負担の公平性が分かりやすく、全国的に主流になりつつある料金体系。

現在、本市では、家庭用と業務用の料金較差が大きいため、このまま口径別へ移行すると、家庭用の値上げ幅が大きくなってしまいます。そのため、料金較差を段階的に縮め、将来的には口径別へ移行する予定です。



⑤ その他の主なご意見

- ア 物価や人件費の高騰、人口推計の予測が悪化している状況を踏まえ、慎重に将来収支を予測すること。また、料金改定後3年目を目途に、中間評価を行うこと。
- イ 過度なサービス低下とならないように配慮しながら、今後も経費削減に努めること。
- ウ 経費削減のため、請求サイクルを見直し、隔月（2か月ごとの）請求制度を導入する際は、生活困窮者に対し分割払いを認めるよう配慮すること。
- エ 水道料金の改定（値上げ）はやむを得ないものの、広報誌等の様々な方法を用いて、なぜ値上げが必要なのか、市民に対し丁寧に分かりやすくお知らせすること。

3 前回の料金改定（値上げ）について（実績）

平成28～令和3年度（6年間）の水道施設の耐震化等に必要な資金を確保するため、平成28年4月に、水道料金の値上げを実施しました。民間委託等の経費削減を行い、料金改定の時期を延伸するよう努めてきました。

なお、現在（令和8年度）は、前回の料金改定後11年目となります。

家庭用 20 m³※ 4,212 円 → 4,745 円（1か月あたり税込 533 円増）
 ただし、当時の消費税率は8%
 平成28年4月使用分から値上げを実施。

※ 20 m³：3人家族で生活する1か月の標準的な使用水量の目安です。

4 今回の料金改定（値上げ）について（お願い）

令和9年4月使用分から、水道料金の値上げを実施予定です。

水道使用者の皆さまには、ご負担をお掛けいたしますが、安全な水道を安定的に維持していくために、ご協力をお願いいたします。

家庭用 20 m³ 4,833 円 → 5,819 円（1か月あたり税込 986 円増）

適用：令和9年4月使用分から

令和8年12月議会に、料金値上げに必要な条例改正案を提出予定。

（税込み）

用 途	水 量	現料金	新料金	上昇額
家庭用	基本（8 m ³ まで）	1,573.0 円	1,859.0 円	286.0 円
	超過（1 m ³ につき）	271.7 円	330.0 円	58.3 円
	20 m³料金（標準世帯）	4,833.0 円	5,819.0 円	986.0 円
業務用	基本（10 m ³ まで）	2,750.0 円	3,036.0 円	286.0 円
	超過（1 m ³ につき）	368.5 円	407.0 円	38.5 円
	20 m³料金	6,435.0 円	7,106.0 円	671.0 円
工業用	基本（200 m ³ まで）	51,700.0 円	59,400.0 円	7,700.0 円
	超過（1 m ³ につき）	368.5 円	407.0 円	38.5 円
浴場用	基本（170 m ³ まで）	16,060.0 円	16,060.0 円	0.0 円
	超過（1 m ³ につき）	159.5 円	159.5 円	0.0 円

※ 1円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てる。

※ 浴場用は、公衆浴場法や物価統制令等の趣旨を踏まえ、今回は値上げしない。

5 料金早見表（新旧比較）

（単位：円 税込み）

家 庭 用			
使用水量	現 在	改定後	増加額
8m ³ まで	1,573	1,859	286
9	1,844	2,189	345
10	2,116	2,519	403
11	2,388	2,849	461
12	2,659	3,179	520
13	2,931	3,509	578
14	3,203	3,839	636
15	3,474	4,169	695
16	3,746	4,499	753
17	4,018	4,829	811
18	4,290	5,159	869
19	4,561	5,489	928
20	4,833	5,819	986
21	5,105	6,149	1,044
22	5,376	6,479	1,103
23	5,648	6,809	1,161
24	5,920	7,139	1,219
25	6,191	7,469	1,278
26	6,463	7,799	1,336
27	6,735	8,129	1,394
28	7,007	8,459	1,452
29	7,278	8,789	1,511
30	7,550	9,119	1,569
31	7,822	9,449	1,627
32	8,093	9,779	1,686
33	8,365	10,109	1,744
34	8,637	10,439	1,802
35	8,908	10,769	1,861
36	9,180	11,099	1,919
37	9,452	11,429	1,977
38	9,724	11,759	2,035
39	9,995	12,089	2,094
40	10,267	12,419	2,152

業 務 用			
使用水量	現 在	改定後	増加額
10m ³ まで	2,750	3,036	286
11	3,118	3,443	325
12	3,487	3,850	363
13	3,855	4,257	402
14	4,224	4,664	440
15	4,592	5,071	479
16	4,961	5,478	517
17	5,329	5,885	556
18	5,698	6,292	594
19	6,066	6,699	633
20	6,435	7,106	671
21	6,803	7,513	710
22	7,172	7,920	748
23	7,540	8,327	787
24	7,909	8,734	825
25	8,277	9,141	864
26	8,646	9,548	902
27	9,014	9,955	941
28	9,383	10,362	979
29	9,751	10,769	1,018
30	10,120	11,176	1,056
31	10,488	11,583	1,095
32	10,857	11,990	1,133
33	11,225	12,397	1,172
34	11,594	12,804	1,210
35	11,962	13,211	1,249
36	12,331	13,618	1,287
37	12,699	14,025	1,326
38	13,068	14,432	1,364
39	13,436	14,839	1,403
40	13,805	15,246	1,441

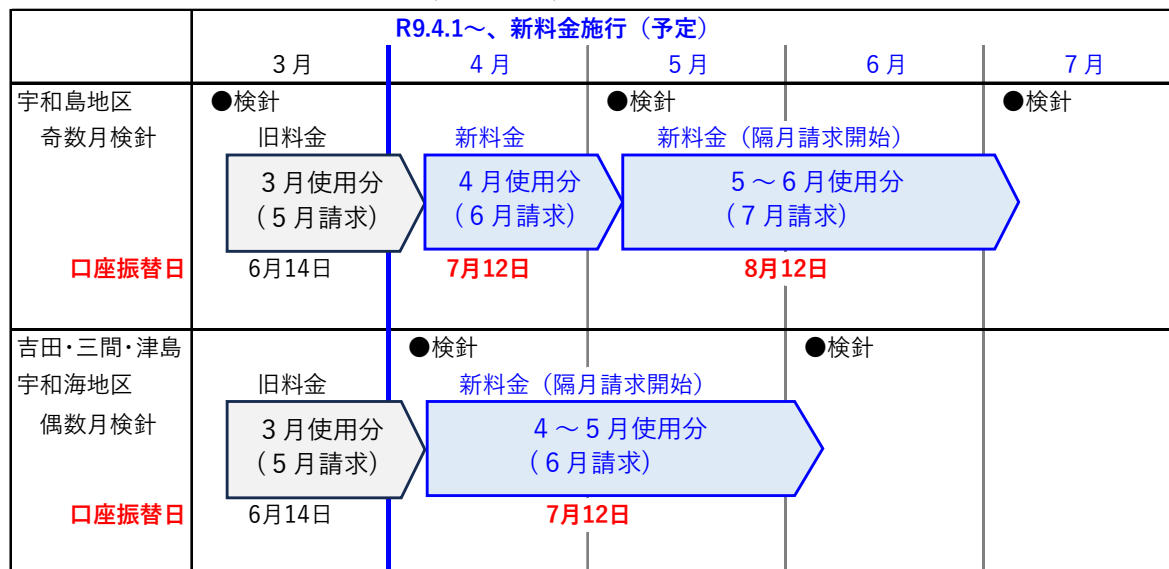
工 業 用							
使用水量	現 在	改定後	増加額	使用水量	現 在	改定後	増加額
200m ³ まで	51,700	59,400	7,700	550	180,675	201,850	21,175
250	70,125	79,750	9,625	600	199,100	222,200	23,100
300	88,550	100,100	11,550	650	217,525	242,550	25,025
350	106,975	120,450	13,475	700	235,950	262,900	26,950
400	125,400	140,800	15,400	750	254,375	283,250	28,875
450	143,825	161,150	17,325	800	272,800	303,600	30,800
500	162,250	181,500	19,250	850	291,225	323,950	32,725

6 請求サイクルの見直し（毎月請求から隔月請求に変更）

請求サイクルをこれまでの「毎月」から「隔月（2か月ごと）」に変更し、経費の削減を行います（1年あたりの削減効果：約600万円）。

なお、生活困窮等により、1度に2か月分の料金支払いが困難な場合は、分割払いの相談に応じます。

■ 新料金の適用と隔月請求開始時期（イメージ図）



令和9年4月1日以降の使用水量に対して、新料金を適用予定

7 さらなる経費削減策の実施（現在検討中のもの）

今後も、下表のような経費削減策について継続的に検討し、速やかに実施することにより、健全経営に努めてまいります。

検討中の改善項目	実施予定	削減効果/年
① 公用車の使用実態の分析に基づく台数削減	R9年度～	未定
② 購入図書の再検討による経費削減	R9年度～	未定
③ 省略可能な通知文書の見直しによる経費削減	R9年度～	約70万円
④ システムプログラムの見直しによる経費削減	R10年度～	約200万円

水道使用者の皆さまには、ご負担をお掛けいたしますが、将来にわたって安全な水道を安定的に維持していくためには、水道料金の値上げは避けられません。

ご理解とご協力をお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ

宇和島市上下水道局 水道総務課
tel：0895-22-5265